○経済産業省告示第三十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第二十六条の規定に基づく小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十二条の削除に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画作成の基準を、平成二十四年四月一日をもって廃止する。

平成二十四年三月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省告示第三十四号

小規模企業者等設備導入資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百五十二号）第一条第二項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金助成法施行令第一条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める金融機関等の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

第一号中「三億円」を「四億二千万円」に改める。

○関東地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	矢板市乙畑字中割一六〇六番一から同市片岡字大谷津二〇九八番二まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新潟県岩船郡関川村大字下川口四四八番一から同村大字片貝八番二九まで	前	B A	九・五〇～一三・〇〇メートル　七八・〇〇～一八二・〇〇メートル	四・五六〇キロメートル
	後	A・D B・C	九・五〇～一一・三九メートル　八八・七五～二六・五〇メートル	四・四二〇キロメートル　五・二八八　五・〇四二

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月一日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中部地方整備局告示第七号岐阜都市計画道路事業三・三・十四号新所平島線

三　事業施行期間　自平成十四年一月三十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市一宮町安積字道端一三五六番一から同市一宮町安積字道端一三四四番五まで	前	九・〇〇～一〇・二〇メートル	〇・〇八九キロメートル
	後	一〇・〇〇～一一・〇〇メートル	〇・〇八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市一宮町安積字道端一三五六番一から同市一宮町安積字道端一三四四番五まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市波賀町日見谷字片山二八一番二から同市波賀町日見谷字和田二八〇番二四まで	前	一一・五〇～一五・〇〇メートル	二七・〇〇メートル
	後	一五・〇〇～一七四・〇〇メートル	〇・一二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平